防災

毎月１回１日発行
発行　公益社団法人　全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町２－８(新小伝馬町ビル６F)
電話 03（6661）9730　　FAX 03（6661）9733

発行責任者：西村浩一
編集委員会：小林義幸　牧之内洋一　渡辺亮佑　沼﨑光祥
黒川純一良　白石栄一　　印刷所：(株)白橋



R8 .10. 2、10.16神奈川県「令和８年度スキルアップ研修（災害査定実務者研修）」災害復旧技術専門家を講師として延べ８名派遣

目　　次

TEC-FORCE 予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化、
　令和８年度は全国で499名を登録…… 2
11月８日に愛媛県で南海トラフ地震を想定した大規模津波防災総合訓練を実施…… 5
アンダーパスの冠水事故防止に向けたガイドラインを策定…… 7
“防災・減災対策等強化へ”「防災・減災対策等強化事業推進費」45億円配分（第２回）……11
令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害に係る激甚災害及び
　これに対し適用すべき措置の新たな適用措置の追加指定見込みについて……17
令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害（仮称）で
　被災した、道路・河川等の迅速な復旧を支援……18
2026年 濱口梧陵国際津波・沿岸防災技術啓発事業厚労省（国土交通大臣賞）の受賞者決定……20
「災害査定の留意点」第45回　～地すべり災害の査定事例①～……22
協会だより　令和８年度第２回災害復旧技術専門家制度運営委員会を開催…… 24
被害報告……令和８年10月30日現在（令和８年）…25

いのちとくらしをまもる 防災減災

TEC-FORCE Technical Emergency Control FORCE 予備隊員 国土交通省

TEC-FORCE予備隊員により被災地方公共団体への支援体制を強化

～令和8年度は全国で計499名を登録～

令和8年10月1日 水管理･国土保全局防災課
大臣官房参事官（運輸安全防災）

国土交通省では、本日10月1日付で、令和8年度の「TEC-FORCE予備隊員」※1を全国計499名（昨年度比157名増）登録しました。

令和8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨においては、TEC-FORCE予備隊員を派遣し、被災地方公共団体への支援等を行っておりますが、災害発生時には、今回登録された者を必要に応じて被災地等に派遣することで、引き続き、支援体制を強化します。

※1：「TEC-FORCE予備隊員」制度とは、災害対応に係る専門的な知識･経験を有する民間企業等の人材を「TEC-FORCE予備隊員」として登録の上、災害発生時に必要に応じ、非常勤の国家公務員として採用し、被災地等でTEC-FORCEの一員として活動に従事してもらう制度。令和7年度の「TEC-FORCE予備隊員」（名簿登録の期間：令和8年9月30日まで）は、令和8年4月1日現在で342名を登録。

1．概　要

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を設置し、災害時に、被災地における被害状況調査や被害拡大防止、早期復旧等の災害応急対策に関する地方公共団体支援等を実施しています。

全国の地方支分部局※2にて行った令和8年度の「TEC-FORCE予備隊員」（名簿登録の期間：令和9年12月31日まで）募集・選考の結果、本日10月1日付で、全国で499名（地方整備局等※3 421名、地方運輸局等※4 43名、地方航空局※5 35名）の登録を行いました。

2．今後従事する活動について

令和7年度の「TEC-FORCE予備隊員」については、令和8年熊本地震や令和8年8月千葉豪雨等において、被災状況調査や給水活動等の活動を実施しています。

今回登録された「TEC-FORCE予備隊員」は、今後、災害派遣に必要な研修を受講し、災害発生時には、必要に応じて被災地等でTEC-FORCEの一員として、各種活動等に従事する予定です。

※2：全国の地方支分部局とは、北海道開発局、各地方整備局、各地方運輸局、各地方航空局及び内閣府沖縄総合事務局
※3：地方整備局等とは、北海道開発局、各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局（開発建設部防災課及び港湾空港防災・危機管理課）
※4：地方運輸局等とは、各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（運輸部総務運航課）
※5：地方航空局とは、東京航空局及び大阪航空局

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000363.html

TEC-FORCE予備隊員の活動実績

令和8年熊本地震

八代市や氷川町に計62人・日の予備隊員を派遣し、道路や港湾の被災状況調査、給水活動等を通じ、被災地方公共団体の支援を行いました

- 市役所職員との調査箇所の打合せを踏まえて道路の路面や橋梁の被災状況調査を実施し、10年前の熊本地震への対応経験も活かした技術的助言を行いました。
- 被災した港の復旧に向けて、現地の被災状況調査を実施するとともに、必要な資料・データを迅速に取りまとめ、復旧方針の検討を支援しました。
- 九州地方整備局所有船(海輝・海煌)や給水機能付き散水車を用いて給水支援を行うとともに、SNS等を通じて活動を発信し、多くの被災者の生活環境向上に貢献しました。


調査箇所の打合せ(八代市役所)


道路の被災状況調査(八代市)


復旧に向けた技術的助言(八代市)


岸壁の調査・現地確認
(八代港外港地区)


ガントリークレーン基礎の
被災状況調査(八代港外港地区)


被災者への給水支援
(八代港内港地区)



給水支援に関する
広報活動の例(氷川町)

令和8年8月千葉豪雨

千葉市や市原市等に計21人・日の予備隊員を派遣し、道路や砂防の被災状況調査を通じ、被災地方公共団体の支援を行いました

- 東日本大震災で復旧計画の策定に携わった経験を活かし、県や市の管理道路の被災状況調査結果に基づく復旧計画を迅速に立案し、応急復旧及び本復旧計画の打合せ時には技術的助言を行いました。
- がけ崩れの被災状況把握のために現地調査を実施し、作成した調査報告書を千葉県に手交しました。


道路法面の被災状況調査
(千葉市)


応急復旧・本復旧計画に係る
打合せ(千葉県庁)

TEC-FORCE予備隊員の主な活動内容（地方整備局等）（災害派遣時）

「TEC-FORCE予備隊員」は、災害時等に非常勤職員の国家公務員として採用され、TEC-FORCEの一員として被災地等で活動いただく予定です。

※ 派遣先は、採用された地方整備局等管内に加え、管外（全国）への派遣となる場合がありますが、個人の事情等（健康状態等の本人の事情、家族等の状況、企業等に勤務している場合の業務繁忙等を想定しています）も踏まえた調整の上で決定します。

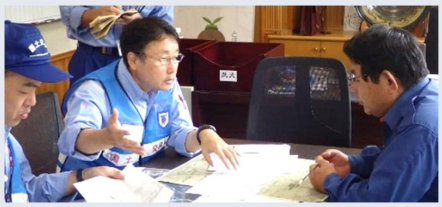
リエゾンとしての活動

リエゾンは被災地方公共団体の支援ニーズを把握し、効果的な対策の早期実現へ向けて、役に立つよう動きます

- リエゾン※は、災害が発生又は発生するおそれのある場合に直ちに派遣され、被災した地方公共団体での情報収集や支援ニーズの把握を積極的に行います。
- リエゾンが被災した地方公共団体と地方整備局等との太いパイプ役となって連絡調整にあたることにより、TEC-FORCEが迅速な応急対策等の支援を行うことができます。

※リエゾン（災害対策現地情報連絡員　Liaison,「仲介、橋渡し等」という意味のフランス語）

被災した地方公共団体



- 被害情報や支援ニーズを把握
- TEC-FORCE活動や国土交通省の対応状況等を説明

支援要請内容の報告

リエゾンによる調整

TEC-FORCEによる災害支援を実施

国土交通省（災害対策本部）



- リエゾンからの情報を総合的に判断し、最適な支援のためのTEC-FORCEを派遣

公共土木施設の被害状況の調査

被災地方公共団体が管理する施設の被害状況を調査します

- 被災状況調査班として、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間で調査します。また、発災後の橋梁や危険渓流等の安全性の確認なども行います。
- 地方公共団体の円滑な災害申請への活用も想定し、被害状況調査の結果を取りまとめ、被災自治体へ報告します。



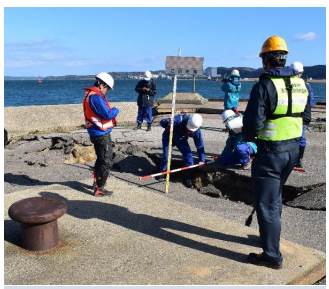
河川被害状況の調査



道路被害状況の調査



土砂災害被害状況の調査



港湾被害状況の調査

災害応急対策に必要となる技術的助言

被災地方公共団体等に対し、必要な技術的助言を行います

- 高度技術指導班として、被災地における災害応急対策に必要となる地方公共団体等への技術的助言等を行います。

いのちとくらしをまもる 防災減災

愛媛県で南海トラフ地震を想定した大規模津波防災総合訓練を実施

～防災力の強化へ！関係機関と連携した陸海空にわたる大規模な実動訓練を実施～

令和８年10月１日 水管理･国土保全局 防災課

毎年11月５日の「世界津波の日」及び「津波防災の日」に関する取組の一環として、11月８日に愛媛県、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町と共同で、大規模津波防災総合訓練を実施します。

本訓練では、大規模津波の被害軽減を目指すとともに、津波防災に対する知識の普及・啓発を図るため、南海トラフ地震による津波襲来を想定し、陸海空にわたる大規模な実動訓練を、愛媛県宇和海沿岸５市町の会場で行います。

＜開催概要＞

１．訓練日時

令和８年11月８日（日）

９：00～11：30（実動訓練）

９：00～13：30（展示エリア）

２．訓練内容

南海トラフ地震による津波襲来を想定し、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省、愛媛県、宇和海沿岸５市町等による救命・救急、道路・航路啓開やライフライン復旧等の実動訓練を行います。

３．訓練開催場所

メ イ ン 会 場：愛南町南レク城辺公園

サ ブ 会 場：宇和島市宇和島港大浦ふ頭

サテライト会場：宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町の各会場

４．主　　催

国土交通省、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町

５．共　　催

四国南海トラフ地震対策戦略会議

６．参加機関

国、地方公共団体、公共機関、インフラ事業者等

７．そ の 他

訓練の内容等については、別添チラシ、ウェブサイトを参照願います。



令和６年度 訓練状況

アドレス

（https://www.skr.mlit.go.jp/tsunamibousai2026）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000359.html

別添



作画：愛媛県立南宇和高校

令和８年度　想定を、行動に。備えを、力に。

大規模津波防災総合訓練

国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、「津波防災の日」（11月５日）の前後に地震・津波災害に関する防災訓練を行うこととしています。本訓練では、大規模津波による被害軽減を目指すとともに、津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的に、南海トラフ地震を想定した多様な関係機関が連携し、陸・海・空にわたる総合訓練を実施します。

日時　11月8日（日）　9:00～11:30

※当日の天候や訓練実施状況により、演習内容・時間等、変更となる場合があります。

メイン会場では飲食店やキッチンカーが出店します　9:30～13:30

メイン会場　❶ 南レク城辺公園（愛南町）

サブ会場　❷ 宇和島港大浦ふ頭（宇和島市）

サテライト会場
- ❸ 九島大橋ヘリポート（宇和島市）
- ❹ 朝日地区緊急避難施設（宇和島市）
- ❺ フジグラン北浜・北浜立体駐車場（八幡浜市）
- ❻ 旧田之浜小学校（西予市）
- ❼ 中之浜地区避難場所（伊方町）
- ❽ 道の駅みしょう MIC・青い国ホテル（愛南町）
- ❾ 中浦ヘリポート（愛南町）
- ❿ 旧東海小学校（愛南町）





主催　令和８年度大規模津波防災総合訓練実行委員会（国土交通省、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）

共催　四国南海トラフ地震対策戦略会議

訓練状況は YouTube でリアルタイム配信

お問合せ　国土交通省 四国地方整備局 防災室　電話番号：087-811-8310

大規模津波防災総合訓練ホームページ　https://www.skr.mlit.go.jp/tsunamibousai2026　ホームページへアクセス ▶▶▶

アンダーパスの冠水事故防止に向けたガイドラインを策定

～「冠水する前に止める、入らせない」対策を推進～

令和８年10月６日 道路局環境安全･防災課

近年の気象変動等に伴う大雨の頻発化･激甚化を踏まえ、アンダーパスの冠水事故の防止に向け、具体的な対策を整理した「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン」を策定しました。

○ 令和８年８月千葉豪雨では、アンダーパスの冠水により人的・物的被害が発生し、その後も各地で大雨によるアンダーパスの冠水に伴い、同様の人的・物的被害が発生しています。

○ こうした状況を踏まえ、アンダーパスの冠水事故を防止するためには、排水設備等による冠水防止のみに依存することなく、冠水のおそれが高まった段階での予防的な事前通行規制や、冠水時における速やかな通行規制を行うとともに、通行規制時に車両を確実に進入させないための対策を講じることが重要です。
このため、令和８年８月27日付け「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について」により、当面の対応を示し、実施可能な対策から速やかに取り組んできたところです。

○ こうした取り組みを一層推進していくため、今般、アンダーパスの冠水リスクに応じた通行規制、車両進入防止対策等の基本的な考え方を体系的に整理し、道路利用者の安全を確保することを目的として、「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を策定しました。

○ 本ガイドラインでは、
・「予防的な事前通行規制、冠水時における速やかな通行規制」、「車両進入防止対策」、「排水機能の確保等」を組み合わせた多重防御
・異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定
を基本的な考え方として、設備及び運用の両面から各箇所の状況に応じて、実効性のある冠水事故防止対策を講じることとしています。

※本ガイドラインの概要は、次ページのとおりです。
※本ガイドラインの全文は、道路局のホームページに掲載しています。
https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000208.html

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002153.html

アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン【概要】

1．はじめに

■背景・目的
- 大雨の頻発化・激甚化
- アンダーパスの冠水による、人的・物的被害の発生

→ アンダーパスの冠水リスクに応じた通行規制、車両進入防止等の基本的な考え方を体系的に整理

■基本的な考え方
- 予防的な通行規制、冠水時における速やかな通行規制、車両進入防止対策、排水機能の確保等を組み合わせた多重防御
- 異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定

2．アンダーパスの通行規制の基本的な考え方

・リスクが想定される箇所は、冠水発生時に警告表示、速やかに物理的な通行規制を実施
・さらに人的・物的被害があるなど、リスクが高い箇所は、予防的な事前通行規制を実施　等

3．予防的な事前通行規制等の実施

■ 予防的な事前通行規制の基本的な考え方
- 「特に高い冠水リスク箇所」について、予防的な事前通行規制を実施
- 規制基準は原則、警戒レベル4相当防災気象情報及び時間雨量を基本として設定

■ 冠水発生時の速やかな通行規制
- すべての箇所について、冠水を確認・検知した場合には、速やかに通行規制を実施

■設備異常時
- フェールセーフの考え方により、停電・設備異常時は早期規制を実施

■ 通行規制の実施・解除

■迂回誘導・情報提供
- 警察等関係機関と事前に対応を調整

4．車両進入防止対策の強化

■基本的な考え方
- 進入防止、注意喚起、監視の対策を組み合わせた多重防御により車両の進入を防止
- フェールセーフの体制・運用を構築

■注意喚起対策
- 水深等の注意喚起の路面・側壁標示、看板の警告標示、道路情報板、赤色灯の活用により注意喚起

■通行規制時の進入防止措置
- ○規制箇所への資機材配置
 - ・速やかに、バリケード等を配置
- ○進入防止設備の設置
 - ・「特に高い冠水リスク箇所」では、基本的に遠隔遮断機（自動含む）等を設置
- ○監視設備の設置
 - ・水位センサは必要な箇所について設置
- ○作動確認
- ○地域住民・沿道施設等の協力
 - ・災害時協定等を活用し、地域住民等と協力体制の構築を検討

5．排水機能の確保

- ○基本的な考え方
- ○排水機能の確保
- ○停電、設備異常時の機能確保
- ○設備の点検・維持管理・更新

6．関係機関との連携

- ○関係機関との連携・情報共有・確認

7．道路利用者への情報提供・注意喚起

- 道路利用者へ出控え、安全最優先の行動及び事前通行規制予測の把握を呼びかけ
- 道路緊急ダイヤル(#9910)による冠水報告や脱出用ハンマーの携行など、道路利用者へ周知　等

8．アンダーパス冠水事故防止対策推進計画

- 計画において、対策の方針及び実施目標を定める

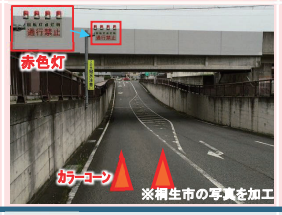
※令和8年8月27日付け事務連絡「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について」を踏まえ、策定

ガイドラインのポイント　アンダーパスの通行規制・進入防止対策の概要

・リスクが想定される箇所は、冠水発生時に通行規制について警告表示、速やかに物理的な通行規制を実施
・さらに人的・物的被害があるなど、リスクが高い箇所は、予防的な事前通行規制を実施　等

高 冠水リスク 低

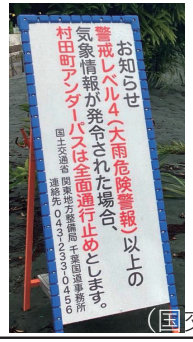
個々のアンダーパスの状況を踏まえてリスクレベルを適切に判断

	区分[注1]	基本的な対策		
		通行規制	進入防止設備[注2]	人員等　[]は機器が整備されるまでの措置
1	・特に高い冠水リスク箇所 〔人的・物的被害あり 幹線道路（冠水履歴あり）等〕	・予防的な事前通行規制の実施（物理的）	遠隔遮断機（自動含む） 道路情報板 バリケード、カラーコーン等 赤色灯	 ・人員配置 〔・遠隔遮断機（自動含む）を設置するまでは、当面バリケード設置で対応〕
2	・高い冠水リスク箇所 （幹線道路以外（冠水履歴あり）等）	・冠水発生時に、通行規制について警告表示、速やかに通行規制を実施（物理的）	遮断機（手動） 道路情報板 バリケード、カラーコーン等 赤色灯	 ・人員配置[注3] 〔・遮断機（手動）を設置するまでは、当面バリケード設置で対応〕
3	・一定の冠水リスク箇所 （例：内水浸水想定エリア内等）	・冠水発生時に、通行規制について警告表示、速やかに通行規制を実施（物理的）	バリケード、カラーコーン等 赤色灯	 ・パトロール職員[注4]がバリケード、カラーコーン等を設置
4	・注意喚起・監視等リスク箇所 （例：内水浸水想定エリア以外等）	・冠水発生時に、通行規制について警告表示（情報発信）	赤色灯	 ・赤色灯により警告表示 ・パトロールの強化[注5] 〔・赤色灯設置までは、当面カラーコーン等設置で対応〕

注1：区分の判断にあたっては、当該箇所の個別の状況を踏まえて、道路管理者が判断する
注2：現場の交通状況、周辺の地形等に応じて、関係機関との連携や道路利用者への情報提供・注意喚起の取組を検討の上、各箇所の区分に応じた対策を踏まえ、必要な対策について道路管理者が判断する
注3：通行止めに必要な人員配置については、各箇所の進入防止設備等の整備の状況を踏まえ、緩和可能とする
注4：通行止めの実施にあたっては、地域住民や沿道施設等からの協力体制の構築（災害時協定等）について検討する
注5：状況に応じてバリケード、カラーコーン等を設置する

車両進入防止対策（設備等）

注意喚起看板



（国交省）



（イメージ）

路面標示



（国交省）

側壁標示





（国交省）

遠隔遮断機（自動含む）



（千葉市）

遮断機（手動等）



（千葉市）

赤色灯



（国交省）

道路情報板



（国交省）

水位検出器（水位ｾﾝｻ）





（国交省）

監視カメラ（CCTV）



（国交省）

“防災・減災対策等強化へ”45億円配分

～豪雨災害等への緊急対策に必要な予算を支援します～

令和８年10月７日 国土政策局地方政策課

国土交通省は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の令和８年度　第２回配分として、国及び地方公共団体が実施する38件の公共事業（河川・海岸・下水道・道路・港湾）に対し、45億円の予算配分を決定しました。

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算です。今回配分された予算は、災害を受けた地域の再度災害防止対策及び突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策に活用されます。

１．配分事業の概要（38件 44.60億円（国費））

(1)　災害を受けた地域の再度災害防止対策

①洪水・浸水対策（河川）　10件 11.85億円

②崖崩れ対策（道路）　12件 6.30億円

③波浪対策（海岸・道路・港湾）３件 10.55億円

(2)　突発的な事象への緊急的な対策等が必要となった地域の事前防災対策

①洪水・浸水等対策（河川・道路）　11件 14.45億円

②崖崩れ対策（道路）　１件 0.85億円

③下水道施設の耐震対策（下水道）　１件 0.60億円

※案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。
（https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000192.html

令和８年度 第２回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

※　個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html
　　また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

［金額単位：千円］

種別	事業名		事業主体名	施行地	実施計画額 事業費	実施計画額 国費（配分額）
１．洪水・浸水対策						
河川（直轄）						
(1)	河川維持修繕事業	天竜川水系三峰川	国土交通省	長野県　伊那市美篶芦沢地先	188,000	188,000
(2)	河川維持修繕事業	天竜川水系天竜川・河野地区	国土交通省	長野県　下伊那郡豊丘村河野地先	150,000	150,000
(3)	河川維持修繕事業	天竜川水系天竜川・葛島地区	国土交通省	長野県　上伊那郡中川村葛島地先	185,000	185,000
(4)	河川維持修繕事業	遠賀川水系中元寺川	国土交通省	福岡県　田川市川宮地先	96,000	96,000
(5)	河川維持修繕事業	菊池川水系迫間川	国土交通省	熊本県　菊池市七城町加恵地先	250,000	250,000
(6)	河川維持修繕事業	川内川水系川内川	国土交通省	鹿児島県　薩摩川内市小倉町地先	154,000	154,000
河川（補助）						
(7)	特定都市河川浸水被害対策推進事業	大和川水系葛下川	奈良県	奈良県　香芝市下田東一丁目地先	44,000	22,000
(8)	防災・安全交付金事業	淀川水系真野川	滋賀県	滋賀県　大津市真野五丁目地先	35,000	17,500
	交付金計画名：滋賀県における総合的治水対策の推進（防災・安全）					
(9)	防災・安全交付金事業	古座川水系古座川	和歌山県	和歌山県　東牟婁郡古座川町月野瀬地先	200,000	100,000
	交付金計画名：災害予防・減災のための着実な基盤づくりの推進による安全・安心社会の実現（防災・安全）					
(10)	防災・安全交付金事業	千種川水系矢野川	兵庫県	兵庫県　相生市若狭野町若狭野地先	45,000	22,500
	交付金計画名：頻発する自然災害に対する安全・安心の確保（防災・安全）					
計			10件		1,347,000	1,185,000

令和８年度 第２回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

２．崖崩れ対策

道路（直轄）

(11)	道路維持管理事業	一般国道231号	国土交通省	北海道　増毛郡増毛町雄冬地先	230,000	230,000
(12)	道路維持管理事業	一般国道58号	内閣府	沖縄県　名護市字源河地先	11,000	11,000

道路（補助）

(13)	道路更新防災等対策事業	一般国道158号	岐阜県	岐阜県　高山市清見町夏厩地先	140,000	70,000
(14)	道路更新防災等対策事業	一般国道157号	福井県	福井県　大野市中島地先	149,000	74,500
(15)	道路更新防災等対策事業	主要地方道花巻大曲線	秋田県	秋田県　仙北郡美郷町六郷東根地先	86,000	43,000
(16)	道路更新防災等対策事業	町道小木ノ城線	出雲崎町	新潟県　三島郡出雲崎町大字相田地先	17,000	8,500
(17)	道路更新防災等対策事業	主要地方道下田松崎線	静岡県	静岡県　賀茂郡松崎町明伏地先	112,000	56,000
(18)	道路更新防災等対策事業	主要地方道御浜紀和線	三重県	三重県　南牟婁郡御浜町大字上野地先	24,000	12,000
(19)	道路更新防災等対策事業	主要地方道西条久万線	愛媛県	愛媛県　上浮穴郡久万高原町若山地先	70,000	35,000
(20)	道路更新防災等対策事業	一般県道奈留島線	長崎県	長崎県　五島市奈留町泊地先	90,000	45,000
(21)	道路更新防災等対策事業	一般県道山陰都農線	宮崎県	宮崎県　日向市東郷町山陰字庭田甲地先	50,000	25,000
(22)	道路更新防災等対策事業	主要地方道岡山児島線	岡山県	岡山県　倉敷市大畠地先	40,000	20,000
計			12件		1,019,000	630,000

３．波浪対策

海岸（直轄）

(23)	海岸保全施設整備事業	富士海岸蒲原工区	国土交通省	静岡県　静岡市清水区蒲原地先	600,000	600,000

道路（補助）

(24)	道路更新防災等対策事業	一般県道興居島循環線	愛媛県	愛媛県　松山市門田町地先	30,000	15,000

港湾（補助）

(25)	港湾整備事業	小宝島港小宝島地区	十島村	鹿児島県　鹿児島郡十島村小宝島地先	550,000	440,000
計			3件		1,180,000	1,055,000
災害対策事業　計			**25件**		**3,546,000**	**2,870,000**

令和８年度 第２回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所一覧表

【事前防災対策事業】

［金額単位：千円］

種別		事業名	事業主体名	施行地	実施計画額 事業費	実施計画額 国費（配分額）
１．洪水・浸水等対策						
河川（直轄）						
(26)	河川改修事業	北上川水系江合川	国土交通省	宮城県　遠田郡美里町北浦地先	140,000	140,000
(27)	河川改修事業	利根川水系常陸利根川（外浪逆浦）	国土交通省	茨城県　神栖市賀地先	110,000	110,000
(28)	河川改修事業	天竜川水系太田切川	国土交通省	長野県　駒ヶ根市下平地先	172,500	172,500
(29)	河川改修事業	九頭竜川水系日野川	国土交通省	福井県　福井市朝宮町地先	380,000	380,000
河川（補助）						
(30)	大規模特定河川事業	九頭竜川水系底喰川	福井県	福井県　福井市文京一丁目地先	200,000	100,000
(31)	大規模特定河川事業	淀川水系日野川	滋賀県	滋賀県　近江八幡市安養寺町地先他	100,000	50,000
(32)	大規模特定河川事業	肱川水系肱川・野村地区	愛媛県	愛媛県　西予市野村町野村地先	150,000	75,000
(33)	大規模特定河川事業	五十鈴川水系五十鈴川	宮崎県	宮崎県　東臼杵郡門川町川内地先	60,000	30,000
(34)	大規模特定河川事業	淀川水系猪名川	兵庫県	兵庫県　川西市多田院地先	150,000	75,000
(35)	事業間連携河川事業	肱川水系肱川・大川地区	愛媛県	愛媛県　大洲市森山地先	225,000	112,500
道路（直轄）						
(36)	道路維持管理事業	一般国道10号	国土交通省	宮崎県　児湯郡都農町川北地先	200,000	200,000
計			11件		1,887,500	1,445,000
２．崖崩れ対策						
道路（補助）						
(37)	道路更新防災等対策事業	一般国道351号	新潟県	新潟県　長岡市麻生田地先	170,000	85,000
計			1件		170,000	85,000
３．下水道施設の耐震対策						
下水道（補助）						
(38)	防災・安全交付金事業	総社公共下水道総社処理区	総社市	岡山県　総社市中央六丁目地内	120,000	60,000
	交付金計画名：美しい自然とゆたかな吉備文化にはぐくまれた快適な総社（防災・安全）					
計			1件		120,000	60,000
事前防災対策事業　計			**13件**		**2,177,500**	**1,590,000**

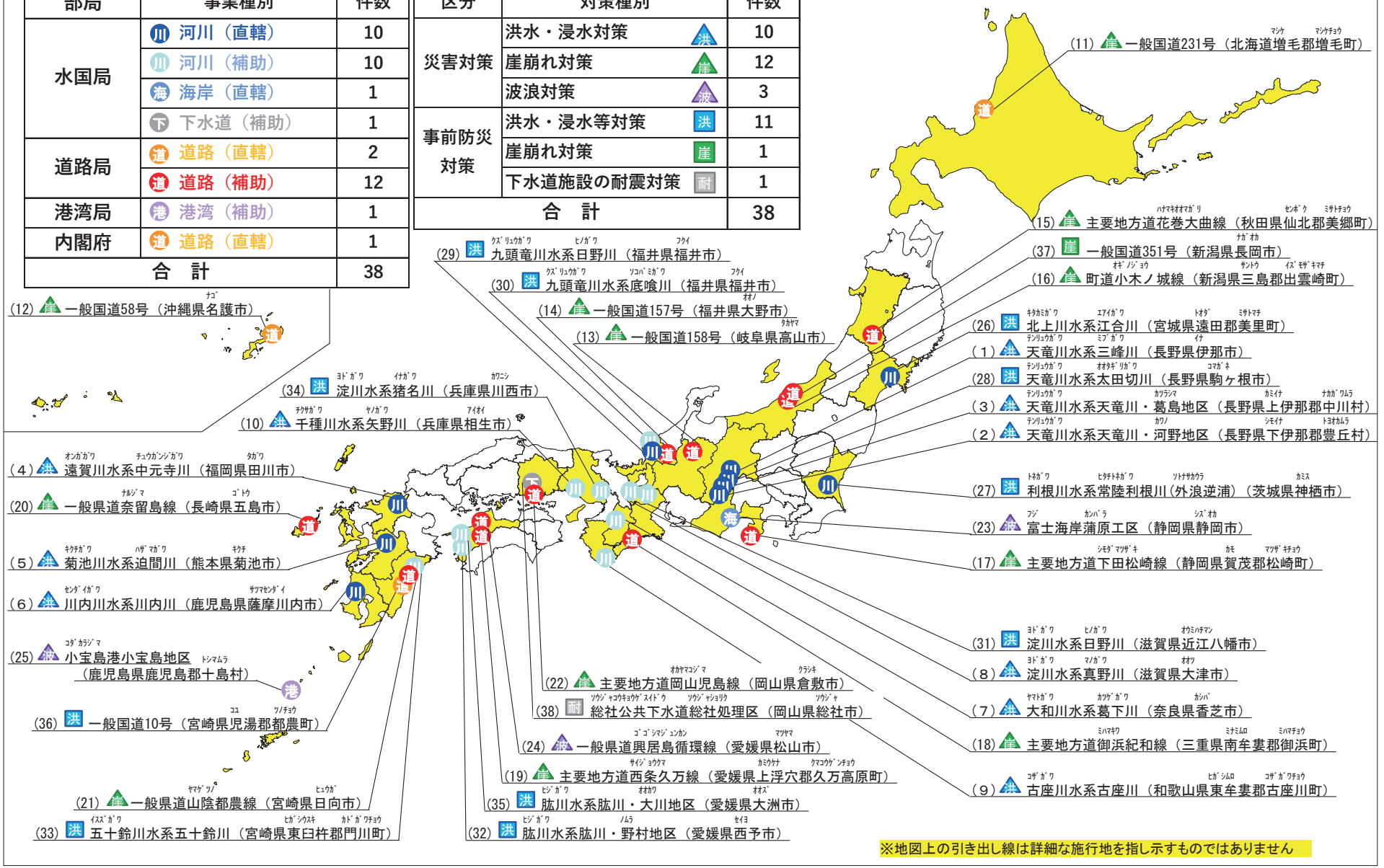
総　計	**38件**		**5,723,500**	**4,460,000**

令和8年度 第2回 防災・減災対策等強化事業推進費 配分箇所図

【災害対策事業】
【事前防災対策事業】

部局	事業種別	件数
水国局	河川（直轄）	10
	河川（補助）	10
	海岸（直轄）	1
	下水道（補助）	1
道路局	道路（直轄）	2
	道路（補助）	12
港湾局	港湾（補助）	1
内閣府	道路（直轄）	1
合　計		38

区分	対策種別	件数
災害対策	洪水・浸水対策	10
	崖崩れ対策	12
	波浪対策	3
事前防災対策	洪水・浸水等対策	11
	崖崩れ対策	1
	下水道施設の耐震対策	1
合　計		38



※地図上の引き出し線は詳細な施行地を指し示すものではありません

防災・減災対策等強化事業推進費

制度概要

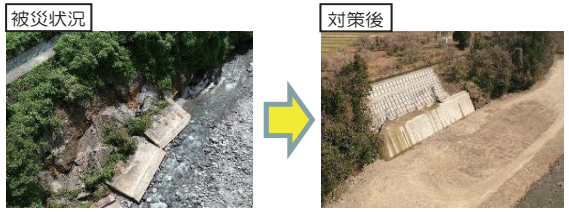
○　国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に想定し得ない災害や事故等の突発的な事象が発生した際に、**各省庁が所管する公共事業へ年度途中に予算※を配分し、緊急的かつ機動的に防災・減災対策を強化する**制度。
※当初予算の編成段階において予算の目を定めない「目未定経費」

○　災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、突発的な事象への緊急的な対策等が必要な箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。

災害対策事業

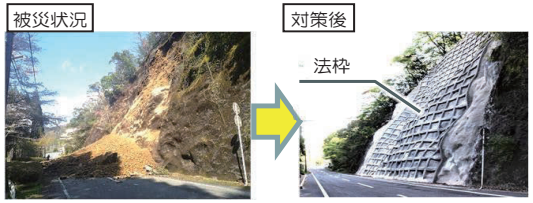
①公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策

【河川事業の例】



降雨による出水で護岸が崩落したが、災害復旧事業の採択要件（はん濫注意水位以上の水位）を満たさないため、緊急的に実施する護岸復旧を推進費により支援。

【道路事業の例】



崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量が20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面対策を推進費により支援。

②災害復旧事業を契機として再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策

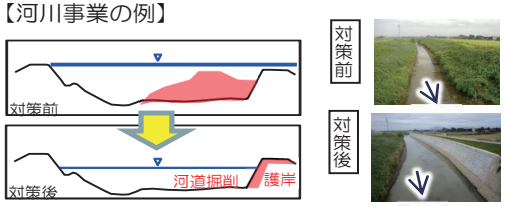
【海岸事業の例】



津波で被災した堤防の原形復旧に併せて再度災害防止対策を行うため、緊急的に実施する嵩上げを推進費により支援。

③異常な自然現象により地域は被災したものの公共土木施設は被災していない場合の対策

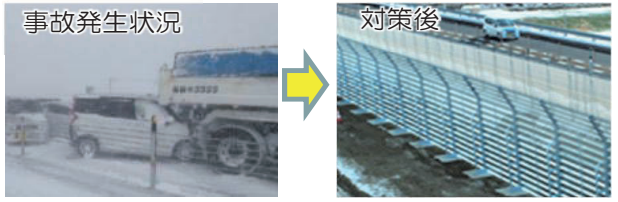
【河川事業の例】



降雨による越水で公共土木施設は被災しなかったが、地域で浸水被害が発生したことから、緊急的に実施する河道掘削及び護岸工を推進費により支援。

公共交通安全対策事業

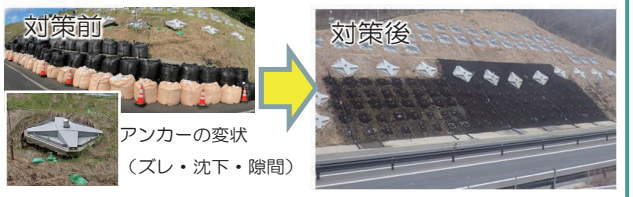
○交通インフラ（陸上交通、海上交通等）において重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故が発生。緊急的に実施する事故発生区間における防雪柵等の設置を推進費により支援。

事前防災対策事業

○突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策【①突発事象型、②追加対策型、③課題解決型】



【①突発事象型】
供用中の緊急輸送道路の法面において、アンカーの変状が判明したことから、緊急的に実施するアンカーの再設置や地山補強土工を推進費により支援。

令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の新たな適用措置の追加指定見込みについて

令和８年10月９日　内閣府政策統括官(防災担当)

令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害について、別紙のとおり、新たな適用措置を追加指定する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

１．激甚災害の指定（見込み）

令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害（仮称）

２．適用措置の指定（見込み）

：追加指定する見込みとなった適用措置

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第３条、第４条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去５か年の実績の平均では公共土木施設等は71％→84％に嵩上げ）

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある

激甚災害指定により適用される措置の概要

：追加指定する見込みとなった適用措置

（令和８年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害）

（第３・４条）公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞　（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

○公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率　　71％（地方負担分への交付税措置を加えると98.6％）
（過去５カ年の実績の平均）

＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ　　71％ ⇒ 84％（地方負担分への交付税措置を加えると99.2％）
（過去５カ年の実績の平均）

※プール計算方式　（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

https://www.bousai.go.jp/pdf/261009.pdf

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和8年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害（仮称）で被災した、道路・河川等の迅速な復旧を支援

～大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）の内容を決定～

令和8年10月26日　水管理・国土保全局 防災課
都市局都市安全課

「令和8年梅雨前線豪雨から台風第25号までの一連の気象現象による災害（仮称）」について、令和8年10月9日に激甚災害（本激）の指定の事前公表が行われたことを踏まえ、地方公共団体が行う道路や河川等の公共土木施設の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール」※1を適用することを決定し、通知したところです。

このたび、対象区域における書面による査定の上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げ額等を決定しましたので、お知らせします。

これにより、被災自治体における災害復旧事業の災害査定の事務手続きの迅速化が図られることが期待されます。

※1　平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。

＜災害査定の効率化（簡素化）の内容＞

○書面による査定上限額の引上げ（机上査定の拡大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。

・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下の金額に引き上げます。

【水管理・国土保全局所管施設※2】

青森県（6,000万円以下）、山形県（5,000万円以下）、栃木県（2,900万円以下※4）、群馬県（5,000万円以下※4）、千葉県（3,000万円以下※5、8,000万円以下※6、6,000万円以下）、新潟県（3,000万円以下※4、4,000万円以下）、富山県（4,000万円以下※7、8,000万円以下）、石川県（4,000万円以下※7）、福井県（2,100万円以下※7）、徳島県（2,000万円以下※3、3,000万円以下）、熊本県（1,200万円以下※4）、千葉市（1億400万円以下※6、7,000万円以下）、名古屋市（5,000万円以下）

※既に個別の災害として引上げ済みである場合はその内容を引き続き適用。

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常の4億円未満から以下の金額に引き上げます。

【水管理・国土保全局所管施設※2】

7億円未満

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000365.html

○一箇所の工事の取扱い

・工事の工期や発注単位を勘案して被災箇所を統合又は分割し、災害査定において一箇所の工事とみなす範囲を決定できるようにすることで、効率的な災害復旧工事の実施を図ります。

○早期確認型査定による地域の早期復旧

・当該災害による水管理・国土保全局所管施設※2の被災箇所数が市（指定都市を除く）においては60箇所、町においては30箇所、村においては20箇所を超える場合に、早期確認型査定を実施することが可能になります。

・復旧方法等を検討する前段階で災害査定官等による被災状況の確認や技術的助言を行い手戻りのない設計につなげることで、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の迅速化を図ります。

※2　河川、海岸（港湾に係るものを除く）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、水道、下水道
※3　公園
※4　「令和８年梅雨前線豪雨による災害」で個別に引上げ済み
※5　「令和８年台風第７号、第８号の暴風雨による災害」で個別に引上げ済み
※6　「令和８年８月千葉豪雨による災害」で個別に引上げ済み
※7　「令和８年８月27日から同月30日までの大雨による災害」で個別に引上げ済み

大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化

国土交通省

【事前ルール化】

■対象とする大規模災害（大規模査定方針 第二）
○カテゴリーS：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、緊急災害対策本部（政府）が設置された災害（過去の事例：東日本大震災（H23））
○カテゴリーA：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表がされた災害
（過去の事例：令和8年熊本地震（R8）、令和6年能登半島地震（R6）、梅雨前線豪雨等（R5）、梅雨前線豪雨等（R2）、東日本台風（R元）等）

■対象区域（大規模災害査定方針 第四）
○当該災害における被災箇所数が、都道府県又は指定都市の区域事業主体において、過去五箇年の平均箇所数（激甚災害に係るものを除く）を超えた区域

⇒**カテゴリーS・Aの災害**かつ**対象区域**の要件を満たした場合、**効率化（簡素化）の①～④**を実施可能
さらに、以下の条件も満たした場合、**⑤早期確認型査定**も実施可能

■被災箇所数（大規模査定方針 第十一）
○被災箇所数が市（指定都市を除く）においては60箇所、町においては30箇所、村においては20箇所を超える場合

【災害査定の手続きの効率化（簡素化）の内容】

①**机上査定限度額の引上げ**（カテゴリーSは申請予定箇所の概ね9割、カテゴリーAは申請予定箇所の概ね7割となる金額まで引き上げる）
（原則：1,000万円未満）　（参考：過去の事例　カテゴリーS　5,000万円、カテゴリーA　2,000万円）
：会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮

②**採択保留金額の引上げ**（カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる）
（原則：4億円以上）　（参考：過去の事例　カテゴリーS　30億円、カテゴリーA　8億円）
：現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能

③**設計書に添付する図面等の効率化**
：設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

④**一箇所工事の取扱い**
：被災した箇所が100mを超える箇所であっても統合可能、被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に分割可能

⑤**早期確認型査定**
：申請時（前査定）の積算は不要とすることや災害査定官等による技術的助言を行うことで手戻りのないシームレスな設計を実現することなどにより、「災害査定の申請」及び「災害復旧工事の着手」の2つをスピードアップし、災害復旧全体の迅速化を図る

2026年 濱口梧陵国際津波・沿岸防災技術啓発事業功労賞（国土交通大臣賞）の受賞者決定

令和8年10月28日 港湾局海岸・防災課
水管理・国土保全局防災課

国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会（事務局：（国研）海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所）では、我が国の津波防災の日（11月5日）が、平成27年12月の国連総会において「世界津波の日」として制定されたことを機会に、沿岸防災技術に係る国内外での啓発及び普及促進を図るべく、「濱口梧陵国際津波・沿岸防災技術啓発事業」として、津波防災をはじめとする沿岸防災技術に関する国際的な講演会や同分野で顕著な功績を挙げた国内外の個人又は団体への「濱口梧陵国際賞」の表彰など、国内外での沿岸防災に対する啓発及び普及促進に大きな成果を挙げてきました。

組織委員会では、今年度、本事業に対し特に多大な貢献を果たされた個人の功績を顕彰するため、「濱口梧陵国際津波・沿岸防災技術啓発事業功労賞（国土交通大臣賞）」を創設し、このたび受賞者が決定しました。

2026年 濱口梧陵国際津波・沿岸防災技術啓発事業功労賞受賞者

○ 河田 惠昭 博士

関西大学特別任命教授・京都大学名誉教授
人と防災未来センター センター長



河田博士は、沿岸域における防災研究の第一人者という立場から、国際津波・沿岸防災技術啓発事業の立ち上げから10年間の長きにわたり当該事業の企画・実施に関する指導を行い、国内外での沿岸防災への啓蒙活動に大きな貢献をするとともに、当該事業の世界的なプレゼンスの向上に努めた。

濱口国際賞選考委員会の委員として、表彰候補者に対する審査を行うとともに、委員長として国内外の委員からなる選考委員会の意見集約やとりまとめを行うなど、延べ19名と9団体の選定に貢献した。

【濱口梧陵とは？】

19世紀に現在の和歌山県広川町で生まれた実業家・社会事業家・政治家。

安政元年（1854年）に大地震・大津波が発生した際、稲むら（稲束を積み重ねたもの）に火を放ち、それを目印に村人を安全な場所に避難させた。

その後も、私財を投じて防波堤を築造する等の復興事業にも尽力。同氏の死後、1946年に広川町は再び地震・津波に襲われたが、防波堤のおかげで被害が最小限に抑えられた。



稲むらの火（資料提供：内閣府）

［補足］本件は、主催者である国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会からも発表されています。
https://www.pari.go.jp/event/hamaguchi-award/

https://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000273.html

2026年
濱口梧陵　国際津波・沿岸防災技術
啓発事業　功労賞
授賞式及び記念講演会


濱口梧陵

我が国の津波防災の日11月5日が、2015年12月の国連総会において「世界津波の日」として制定されました。
国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会では、この機会をとらえ、沿岸防災技術に係る国内外での啓発及び普及促進を図るべく、我が国において160年ほど前に私財を投げうって村人の命を津波から守った濱口梧陵の名前を冠した「濱口梧陵国際賞」を2016年に創設し、その後10年に亘り国内外での沿岸防災に対する啓発及び普及促進に大きな成果を挙げてまいりました。
本年は、本事業の運営に大きな貢献のあった個人に功労賞を授与することでこれを称え、広く世に知っていただくものです。

日時：　2026年11月11日（水）　16時00分～
場所：　海運クラブ
（東京都千代田区平河町2丁目6-4　海運ビル）
プログラム：　授賞式　16:00～ 16:45
記念講演会　17:00～ 18:00

濱口梧陵 国際津波・沿岸防災技術啓発事業 功労賞 選考委員会（敬称略）

星隈 順一	国土交通省 国土技術政策総合研究所長
中川 康之	国土交通省 国土技術政策総合研究所副所長
藤田 光一	国立研究開発法人 土木研究所理事長
河合 弘泰	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長
Prof. Ahmet Cevdet Yalciner	Professor Emeritus, Middle East Technical University, Turkiye
Dr. Giovanni Cuomo	Director of Research and Innovation, Maritime, Coastal and Hydraulic Engineering, SPERI SpA, Italy
Prof. Billy Edge	Bauer Professor Emeritus, Texas A&M University, USA
Dr. Jane McKee Smith	Emeritus Senior Scientist, Coastal and Hydraulics Laboratory, US Army Engineer Research & Development Center, USA
Prof. Rossetto Tiziana	Professor and Head of Department of Hydraulic Engineering, Technical University of Delft, Netherlands

主催：国際津波・沿岸防災技術啓発事業組織委員会
（国研）海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所［事務局］、（国研）土木研究所、（公社）日本港湾協会、（一財）国際臨海開発研究センター、（一財）沿岸技術研究センター、（一財）みなと総合研究財団、（一財）港湾空港総合技術センター、（一財）国土技術研究センター、（一財）河川情報センター、（公財）河川財団、（一財）日本建設情報総合センター、（一財）先端建設技術センター、（一社）国際建設技術協会、（公社）日本河川協会、（一財）水源地環境センター、（公社）全国防災協会、（一社）全国海岸協会、（一財）土木研究センター

後援：国土交通省、内閣府政策統括官（防災担当）、和歌山県、和歌山県広川町
（一社）地域安全学会、（公社）土木学会、（一社）日本建築学会、日本災害情報学会、日本自然災害学会、（国研）防災科学技術研究所

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例（45）

～地すべり災害の査定事例①～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1．はじめに

令和５年５月号～11月号に、地すべり災害に関する記事を掲載してからおおむね３年が経過しました。また、今年度は地すべりに関する事前相談が多く寄せられていることから、今回は地すべり災害における調査から査定までの流れを紹介します。

2．地すべり災害の制度的整理

1）地すべり災害の区分

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）では、公共土木施設が地すべりによって被災した場合、その復旧について負担法の対象としています。地すべり災害は、「地すべり防止施設」に係るものと、「それ以外の施設」に係るものに区分されます。両者とも“異常な天然現象”の一つである「地すべり」によって被災したものですが、前者は「地すべり防止施設」を対象としているのに対し、後者はそれ以外の、例えば道路や河川等の「公共土木施設全般（負担法施行令第１条に定める公共土木施設）」を対象としています（表－１）。

表－１　異常な天然現象による災害の採択範囲

異常要因	基準	対象施設
洪水	(イ)警戒水位（はん濫注意水位）以上 (ロ)（警戒水位の定めのない場合）河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割程度以上の水位 (ハ)比較的長時間にわたる融雪出水等（直轄災では指定水位（水防団待機水位）以上が連続して48時間以上） (ニ)河床低下等のため警戒水位（はん濫注意水位）の定めが不適当な場合の警戒水位（はん濫注意水位）未満の出水	河　川
降雨	(イ)最大24時間雨量80mm以上 (ロ)前項未満でも時間雨量等が特に大（時間雨量が20mm程度以上）	砂防、海岸、道路、地すべり、急傾斜
暴風	最大風速15m（10分間平均）以上	公共土木施設全般
高潮、波浪、津波	異常な高潮もしくはその波浪（うねりを含む）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大	
地震、地すべり	社会通念上の被害	
干ばつ、噴火、積雪、異常低温、火災、落雷等		

（方針第3／1／(一)～(五)）

2）地すべり災害の採択範囲

⑴地すべり防止施設

地すべり防止施設が、異常気象によらない地すべりで被災した場合、採択には地すべり等防止法第９条に定める「地すべり防止工事基本計画」に基づく一定の運動ブロックが概成し、同ブロックの地すべりが停止している必要があります。これは、地すべりを防止するために設置された施設が、地すべりによって被災することは原則として想定していないためです。

⑵それ以外の施設

それ以外の施設に係る地すべりについては、「地すべり」そのものを異常な天然現象としています。このため、採択基準は設けていませんが、社会通念上の被害があることが必要です。

3．地すべり災害の特徴と留意点

1）地すべり災害の特殊性

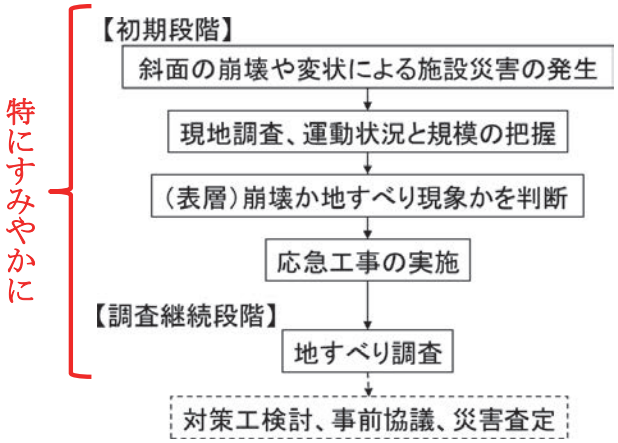
地すべり災害では、地表面に変状が現れる一方、主たるすべりの現象は地中で生じており、そのすべり面を直接目視することができないことが特徴です。また、地すべりは被害が進行する現象であることも特徴です。このため、地すべりブロックの規模や運動量等を把握するには、ある程度の時間をかけて調査する必要があります。

2）初動対応の重要性

一般的に、発災直後の地すべりの挙動は、原因を明瞭に示している可能性が高いことから、公共土木施設に変状が生じたらすみやかに調査を開始する必

要があります（図－１）。着手が遅れると、応急工事が行われることもあり、発災直後の貴重なデータが得られず、地すべりの全容の把握に時間を要することになります。また、地すべり運動は急に緩慢になる場合があり、この場合も同様に注意が必要です。

調査を進める際には、防災課と打合せできる体制を整え、防災課の知見を活用することも重要です。これは災害査定の迅速な処理や手戻りの回避等にもつながります。



図－１　地すべり現象を把握するための調査の流れ

３）申請上の留意点

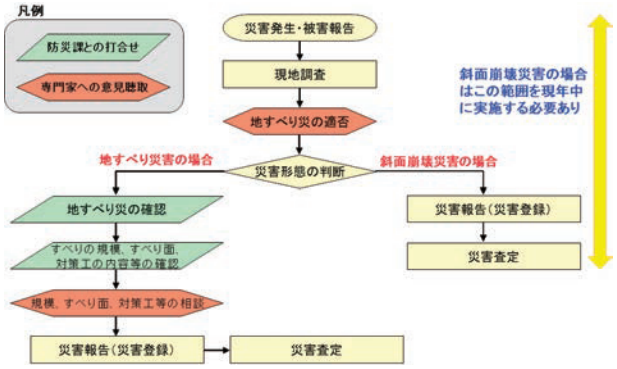
さらに、時間について注意すべきことがあります。「地すべりか否か」は年内に判断しなければなりません。調査が長引き、越年後に「地すべり」ではなく「表層崩壊」である、つまり地すべり災害に当たらないと判断された場合は、被災した公共土木施設に係る災害となります。この場合、越年していることから過年災害に該当し、負担法上「欠格」（災害復旧事業として採択できないもの）の扱いとなります。

したがって、地すべりか否かの判断は、越年する前、すなわち表層崩壊と評価した場合でも同一年内の災害査定を受けられる時期までに行わなければなりません。

なお、調査が長引いて「地すべりである」と判断できた場合でも、復旧が遅れることに変わりはありません。また、被災箇所周辺を長期間、危険性の高い状態にさらすことにもなります。いずれにしても、調査の長期化は災害復旧の観点から望ましくありません。

４）専門家との連携

前述のとおり、地すべり面は目視できないことから、高度な判断が求められます。そのため、地すべりか否かの判断はもちろんのこと、その範囲や対策工の妥当性の判断に至るまで、地すべりの専門家に指導・助言を求めています。ただし、注意すべき点は、負担法の採択基準等に沿ったものとするため、申請者と防災課の共通見解や合意内容を踏まえた上で、専門家に指導・助言を求めることです（図－２）。



図－２　地すべりに起因する災害査定の考え方

５）地すべり災害の発災年

以上のように、地すべりか否かを判断する際には、すべりの現象を調査し、専門家の指導・助言を仰ぎます。さらに、地すべりの現象を説明できるデータの整理、地すべりブロックの特定、対策工法の決定等を行いますが、それには多くの時間を要します。そのため、地すべり災害は、活動を最初に確認した年ではなく、被災の全容を把握し、対策内容について専門家も含めて妥当と判断した年の災害として扱います。

４．おわりに

今回は一般論として説明しました。次回は、これをもとに事例を紹介します。

協会だより

令和8年度第2回災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会を開催

公益社団法人 全国防災協会



令和8年10月22日　東京都中央区日本橋久松町：久松町区民館　会議室



運営委員長挨拶（高橋洋一委員長）



来賓挨拶（防災課内田剛二総括災害査定官）

令和8年10月22日に令和8年度第2回災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会を開催しました。

この会議は、春と秋の2回/年開催しており、災害復旧技術専門家派遣制度の運営に当たり、災害復旧技術専門家の技術レベルの維持向上や、さらなる災害復旧技術専門家派遣制度の周知・活用などについて議論するとともに、都道府県等から推薦された災害復旧技術専門家候補者の認定登録審査及び災害復旧技術専門家の認定登録抹消申し出のあった者の審査を行うものです。

今回の運営委員会では、38名の認定登録と5名の認定登録の抹消審査を行い、それぞれ登録と抹消が適当と判断されました。

内閣官房人事局の「再就職に関する規制」を受け、令和7年度から整備局OBの推薦者は現役の地整職員から災害復旧技術専門家のブロック長に変更しています。都道府県OBの推薦についても令和9年度の春の技術専門家の新規認定に向け推薦ルールを見直すこととといたしました。

令和８年　発生主要異常気象別被害報告

令和８年10月30日現在（単位：千円）

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			5	257,000											1	150,000	6	407,000
									(1)	(35,000)							(1)	(35,000)
			[1]	[750,000]													[1]	[750,000]
青森			93	5,973,107					1	35,000							94	6,008,107
			(2)	(14,000)													(2)	(14,000)
岩手			74	1,796,380													74	1,796,380
									[1]	[100,000]							[1]	[100,000]
宮城			100	3,529,000					1	100,000			1	72,000			102	3,701,000
											[1]	[10,000]					[1]	[10,000]
秋田			21	770,000	4	760,000					41	2,042,000					66	3,572,000
山形			71	3,013,600	1	400,000											72	3,413,600
福島			43	1,380,780	1	68,139							1	50,000			45	1,498,919
茨城			7	242,000													7	242,000
			(1)	(15,000)													(1)	(15,000)
栃木			69	2,639,100													69	2,639,100
			(1)	(8,000)													(1)	(8,000)
			[1]	[8,697]													[1]	[8,697]
群馬			38	2,445,112													38	2,445,112
埼玉			1	10,900													1	10,900
			<1>	<100,000>													<1>	<100,000>
			(3)	(70,000)									(13)	(910,600)			(16)	(980,600)
			[14]	[4,318,133]									[15]	[1,510,195]			[29]	[5,828,328]
千葉			104	10,545,147							59	2,785,000	498	43,895,995			661	57,226,142
													(1)	(250,000)			(1)	(250,000)
													[1]	[21,000]			[1]	[21,000]
神奈川													7	761,000			7	761,000
			(1)	(600)													(1)	(600)
新潟	5	980,000	101	4,320,100	1	170,000	6	285,000							1	2,000	114	5,757,100
			(1)	(90,000)													(1)	(90,000)
			[3]	[280,000]													[3]	[280,000]
富山			224	12,140,200	1	100,000											225	12,240,200
石川			250	11,324,989													250	11,324,989
			(1)	(25,000)													(1)	(25,000)
福井			212	8,810,550													212	8,810,550
山梨			5	275,000	1	150,000											6	425,000
長野			38	2,550,000							6	131,000					44	2,681,000
			(3)	(129,628)													(3)	(129,628)
岐阜			128	6,261,228													128	6,261,228
													<2>	<345,000>			<2>	<345,000>
													[1]	[200,000]			[1]	[200,000]
静岡			7	420,000					4	35,000	3	275,000	12	1,120,000	1	40,000	27	1,890,000
			(1)	(3,660)											(1)	(26,727)	(2)	(30,387)
愛知			14	409,384											1	26,727	15	436,111
													<1>	<100,000>			<1>	<100,000>
													(1)	(35,000)			(1)	(35,000)
三重			33	555,000					1	20,000			89	3,151,700			123	3,726,700
滋賀			3	480,000													3	480,000
											(2)	(31,000)					(2)	(31,000)
京都											48	1,173,000					48	1,173,000
			[1]	[3,475,573]									[1]	[5,000]			[2]	[3,480,573]
大阪			11	3,934,296									2	185,000			13	4,119,296
															(1)	(19,000)	(1)	(19,000)
兵庫			32	994,000											1	19,000	33	1,013,000
					[1]	[5,000]											[1]	[5,000]
奈良			2	140,000	3	455,000					18	1,166,000	2	70,000			25	1,831,000
和歌山			49	1,159,500							15	565,000	11	406,000			75	2,130,500
鳥取			2	69,900	2	665,000			1	3,000							5	737,900
島根			15	567,000					3	98,000							18	665,000
岡山			3	8,800							35	574,138					38	582,938
広島			171	2,947,441									3	10,083			174	2,957,524
山口			2	30,000							65	1,371,000					67	1,401,000
													<1>	<15,000>			<1>	<15,000>
													[1]	[12,000]			[1]	[12,000]
徳島			2	65,000							15	432,000	44	1,592,500			61	2,089,500
													<4>	<35,000>			<4>	<35,000>
											(1)	(8,000)					(1)	(8,000)
香川			3	56,000							6	79,200	18	210,000			27	345,200
愛媛			17	313,000							42	1,181,000	8	128,800			67	1,622,800
													<3>	<31,000>			<3>	<31,000>
高知			38	1,120,700	1	1,000,000					7	269,000	127	2,636,400			173	5,026,100
福岡			64	2,081,284	1	200,000											65	2,281,284
									[1]	[41,000]							[1]	[41,000]
佐賀			4	16,000					1	41,000	79	1,188,000			7	600,000	91	1,845,000
長崎			2	254,000							48	910,100					50	1,164,100
									<161>	<28,117,000>							<161>	<28,117,000>
									(32)	(4,362,300)							(32)	(4,362,300)
									[711]	[35,037,285]							[711]	[35,037,285]
熊本			9	140,900					2,138	151,999,938	320	4,749,189					2,467	156,890,027
大分			1	60,000					1	25,000	167	5,211,025	10	447,000			179	5,743,025
宮崎			30	949,000	1	50,000			4	230,000	28	1,096,000	99	2,114,400			162	4,439,400
			<2>	<200,000>									<4>	<495,000>			<6>	<695,000>
鹿児島			35	1,247,600	2	6,521,200			2	103,000	159	3,701,700	46	1,989,370			244	13,562,870
沖縄			5	164,671													5	164,671
			(12)	(440,000)									(5)	(46,000)			(17)	(486,000)
			[30]	[3,484,000]									[1]	[3,000]			[31]	[3,487,000]
千葉			106	9,734,000									14	549,000			120	10,283,000
静岡			1	200,000													1	200,000
			(1)	(30,000)													(1)	(30,000)
名古屋			4	225,000													4	225,000
京都			7	370,000													7	370,000
			[1]	[30,000,000]													[1]	[30,000,000]
大阪			1	30,000,000													1	30,000,000
岡山													1	39,859			1	39,859
広島			1	20,000													1	20,000
北九州			2	130,000													2	130,000
									(9)	(184,500)							(9)	(184,500)
									[15]	[1,092,400]							[15]	[1,092,400]
熊本									35	1,750,400							35	1,750,400
			<3>	<300,000>					<161>	<28,117,000>			<15>	<1,021,000>			<179>	<29,438,000>
補助計			(27)	(825,888)					(42)	(4,581,800)	(3)	(39,000)	(20)	(1,241,600)	(2)	(45,727)	(94)	(6,734,015)
			[51]	[42,316,403]	[1]	[5,000]			[728]	[36,270,685]	[1]	[10,000]	[20]	[1,751,195]			[801]	[80,353,283]
	5	980,000	2,260	137,146,669	19	10,539,339	6	285,000	2,192	154,440,338	1,161	28,899,352	993	59,429,107	12	837,727	6,648	392,557,532
直轄計			8	990,352					56	113,758,333	6	1,657,572	10	2,169,094	1	134,269	81	118,709,620
合計	5	980,000	2,268	138,137,021	19	10,539,339	6	285,000	2,248	268,198,671	1,167	30,556,924	1,003	61,598,201	13	971,996	6,729	511,267,152

※上段（　）内書は、公園分、［　］内書は、水道・下水道分、<　>内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月２回（15日、月末）国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/higaihoukoku.html